

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。

マイナンバーカードを受付に設置している顔認証付きカードリーダーに置いて本人確認を行います。

※顔写真は機器に保存されません。

※マイナンバーカードを健康保険証としてご利用になる場合は、事前にお申し込みが必要です。

- 当院ではオンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 電子処方箋に対応しております。（電子カルテ共有システムについては準備中）
- 患者様同意のもと、薬剤師がオンラインで薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して服薬指導を行うことができます。
- 診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

これにより、もしもし薬局・もしもし薬局坂戸店では厚生労働省の定めに基づき「医療DX推進体制整備加算」を算定しております。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、従来どおり健康保険証を使った受診が可能です。

詳しくは受付でご確認ください。

正確な情報を取得・活用し、質の高い医療の提供につなげるため、患者様にはマイナ保険証によるオンライン資格確認の利用にご協力をお願い致します。

利用申込受付中！

マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます！

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。



申込方法は
特設ページでも
確認できます！



https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html



医療機関や薬局の受付で マイナンバーカードを 顔認証付きカードリーダーに 置いて本人確認！

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。



どんないいことがあるの？

より良い医療が 可能に！

本人が同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
特定健診情報や今までに使った
薬剤情報が医師等と共有できる！



カードリーダーのある
医療機関等でマイナ保険証を
利用したとき、初診料等が
低くなる！
さらに、災害時にも利用可能！

自身の健康管理に 役立つ！

マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費通知情報が
閲覧できる！



手続きなしで限度額を超える 一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額を超える支払が免除される！



オンラインで医療費控除が より簡単に！

マイナポータルを通じた
医療費通知情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
よりカンタンに！



健康保険証として ずっと使える！

就職・転職・引越をしても
健康保険証としてずっと使える！
医療保険者が変わった場合は、
加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと一緒にすることはございません。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。